

平成 29 年 9 月 定例会

第 2 号 (平成 29 年 9 月 27 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議 事 日 程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P4
<input type="checkbox"/> 総務厚生常任委員会委員長報告 .....	P4
<input type="checkbox"/> 文教経済常任委員会委員長報告 .....	P5
<input type="checkbox"/> 決算常任委員会委員長報告 .....	P6
<input type="checkbox"/> 討 論 .....	P7
<input type="checkbox"/> 請願について(委員長報告) .....	P8
<input type="checkbox"/> 町長あいさつ .....	P10
<input type="checkbox"/> 閉 会 .....	P11

平成 29 年 9 月		池田町 9 月定例会 議 録			第 2 日	
招 集 年 月 日		平 成 29 年 9 月 12 日			池 田 町 告 示 第 17 号	
招 集 の 場 所		池 田 町 議 会 議 場				
開 会 日 時		平 成 29 年 9 月 27 日			午 後 3 時 40 分	
散 会 閉会		平 成 29 年 9 月 27 日			午 後 4 時 19 分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	三ツ本一雄	出	5	和田 義則	出
	2	宇野邦弘	出	6	飯田 拓見	出
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出
会議録署名議員		2 番	宇 野 邦 弘	4 番	飯 田 茂 治	
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	清 水 真 盛		議会書記	清 水 聡 江	
	町 長	杉 本 博 文		保健福祉課長	森 川 弘 一	
	副 町 長	溝 口 淳		産業振興課長	長 谷 川 正 喜	
	教 育 長	内 藤 徳 博		教育委員会課長	山 口 正 幸	
	総務政策課長	山 崎 政 弥				
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り				

## 平成 29 年 9 月定例会日程表 (第 2 号)

平成 29 年 9 月 27 日 (水)

午後 3 時 40 分 開会

### 開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 総務厚生常任委員会委員長報告

議案第 55 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 3 号)  
(総務厚生常任委員会関係部門)

議案第 56 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 58 号 平成 29 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 59 号 池田町地域産業等支援施設の設置及び管理に関する条例の制定  
について

議案第 60 号 池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の  
制定について

議案第 61 号 池田町藪田集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて

日程第 3 文教経済常任委員会委員長報告

議案第 55 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 3 号)  
(文教経済常任委員会関係部門)

議案第 57 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 62 号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に  
関する条例の一部改正について

議案第 64 号 字の区域変更について

日程第 4 決算常任委員会委員長報告

議案第 63 号 平成 28 年度 池田町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 請願第 1 号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書採択について

閉議・閉会

# 平成 29 年 9 月 定例会 会議録（最終日）

平成 29 年 9 月 27 日

開会時間：午後 3 時 40 分

○佐野議長

平成 29 年池田町議会 9 月定例会の本会議を開会します。

ただ今の出席議員は、8 名全員であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の、会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、2 番 宇野邦弘君、4 番 飯田茂治君の両名を指名します。

日程第 2

議案第 55 号、議案第 56 号、議案第 58 号、議案第 59 号、議案第 60 号、議案第 61 号

日程第 3

議案第 55 号、議案第 57 号、議案第 62 号、議案第 64 号

日程第 4

議案第 63 号

以上、11 件、10 議案を一括議題とします。

ただ今、議題としました 案件につきましては、9 月 21 日の本会議において、それぞれの常任委員会に付託してありますので、委員会の審議結果につき各常任委員会委員長より、報告を求めます。

総務厚生 常任委員会 委員長 飯田 拓見君

○飯田議員

（議長 飯田）

○佐野議長

飯田 拓見君

○飯田議員

総務厚生常任委員会審議結果報告、去る、21日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果についてご報告申し上げます。本委員会は、25日に委員会を開催し、付託を受けました各案件について、慎重に審議致しました結果、

議案第55号 平成29年度 池田町一般会計補正予算(3号)

務厚生常任委員会関係部門)

議案第56号 平成29年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第58号 平成29年度 池田町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第59号 池田町地域産業等支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第60号 池田町地方創生子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第61号 池田町藪田集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

以上、6件につきましては、いずれも原案の通り可決することに決した次第であります。

○佐野議長

文教経済 常任委員会 委員長 森田 稔君

○森田議員

(議長 森田)

○佐野議長

森田 稔君

○森田議員

議案第55号 平成29年度 池田町一般会計補正予算(第3号)

(文教経済常任委員会関係部門)

議案第57号 平成29年度 池田町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議案第62号 池田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正について

議案第64号字の区域変更について

以上、4件につきましては、いずれも原案の通り可決することに決した次第であります。

○佐野議長

決算常任委員会、委員長 飯田茂治君

○飯田議員  
(議長、飯田)

○佐野議長  
飯田 茂治君

○飯田議員  
決算常任委員会審議結果報告、去る、21日の本会議において、決算常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、26日に委員会を開催し、付託を受けました各案件について、慎重に審議致しました結果、

議案第63号 平成28年度池田町各会計歳入歳出決算の承認について  
以上、1件につきましては、原案の通り承認することに決した次第であります。

○佐野議長

ただ今、各委員長より、所管ごとの報告がありましたが、これより、委員長報告に対する、質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより議案第55号から議案第58号について、討論を行います。  
討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第55号から議案第58号までの4件を一括して採決します。  
お諮りいたします。

議案第55号から議案第58号を、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。

全員起立です。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号から議案第62号までの4件について、討論を行います。  
討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第59号から議案第62号までの4件を一括して採決します。  
お諮りいたします。

議案第59号から議案第62号までを原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。

全員起立です。

よって、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、について、討論を行います。討論ありませんか。

○宇野議員

議長、宇野

○佐野議長

宇野邦弘君

○宇野議員

平成 28 年度決算認定には反対の立場で討論いたします。日本共産党の宇野邦弘です。

今日本でも異次元の金融緩和と株高政策の下で、大企業の経常利益は 2010 年度からこの 4 年間で 1.5 倍にも増えています。過去最大の内部留保 400 兆円を超えたともいわれています。一方、働く人の賃金は冷え込んだものです。実質賃金は厚生省の統計でも 2012 年の 391 万 2471 円から 2017 年の 381 万 799 円と下がっています。年金も削られる、介護保険料や国保税なども上がり負担は増えるばかりです。介護保険料を払っていても、いざ介護が必要になったら、重くなって特養ホームに入りたくても順番待ちで、池田町の幸寿苑でも待機者が 30 人前後だと聞いております。都市と地方の格差も広がる一方です。地方交付税も減らされています。池田町の決算を見ましても、地方交付税の本町財政収入に占める割合は、25 年度は 49.2% でした。26 年度は 50.1%、今回の決算では 42.9% と減っています。地方創生との名前の下で、お互いの自治体を競わせてちょっと奇抜計画をつくれば、優先的にお金を出す、まさに、地方戦国時代、これでは地方交付税、普通の、あたりまえの町づくりをスローガンに掲げている池田町にとってさらに減らされるばかりではないでしょうか。こんな時だからこそ、地方自治体が町の住民の暮らしと福祉を守るという本来の役割を一層発揮すべき時です。こうした視点で、決算のいくつかを見てみます。

歳出の項目で見た場合、土木費の占める割合は、一昨年度 9.3% だったが、昨年度決算では 10.4% となっています。一方民生費は、一昨年度 9.8% が昨年度 9.4% と減っています。25 年度には民生費は 17% も占めていたのに比べたら、大きく割合は減っています。確かに池田町においては、出産子育て支援事業、ママ頑張る手当、あるいは、入学準備金支給事業などの創意工夫などもあり、きめ細やかな手当てを取られている点もあると思います。また、私がこだわっている町長交際費も今回提案された認定では 300 万円の予算に対して、156 万 3953 円と大きく残すという結果になっています。これは昨年度 299 万円余、平成 26 年度 299 万円余、平成 27 年度 293 万円余と比べても、大きく減っており、その中身はまだ明らかにはされていませんが、大いに評価したいと思います。一方、相変わらず町長の県外出張は新聞報道で見る限り、多い状況です。職員の状況は方やどうか、決算書によりますと職員の時間外勤務手当は、1427 万円余と多額を占めています。決算常任委員会も審議の中で課長答弁として、正確ではないが月に 10 万円を超える残業になっている人もいます。こういう発言がありました。額というより長時間労働が日常化している実態があるのではないでしょう



か。ワーキングプアーといいますが、大事な仕事、児童館、図書館、あるいは学校職員等々の中でも、パート非正規が池田でも増えています。学校給食は無料化、全国でいえば広がっています。決算では保護者負担分 740 万円です。学校給食法のいう保護者負担食材費でありますけども、これは 986 万円ですので、間違差引 246 円の持ち出しといいますが、援助が確かにしています。後 740 万円の持ち出しで、学校給食無料化できるのです。高校卒業までの医療費無料化やろうと思えば池田町では約 50 万円の負担でできる。先だつての議会の答弁もありました。本来無償であるはずの義務教育の子供たちの通学バス利用料が 33 万 7500 円、認定こども園の延長保育料、僅か 1 万 2000 円の収入、5 分 10 分遅れただけで発生する額です。こんな負担は止めるべきです。マイナンバー制度、悪名の高いものでありますけれども、今回の決算でもマイナンバー中間サーバープラットホーム利用負担金 174 円余があります。こうした出費が検討すべきじゃないでしょうか。今、池田町の一般会計歳出総額は、この決算では 37 億 1379 万円です。そのごくごく一部を活用するだけで、住民福祉に役立つきめ細かな予算、増やすことはできるのではないのでしょうか。

以上、宇野邦弘がこうしたいいくつかの点を踏まえて、今回の決算認定には反対の討論とさせていただきます。

#### ○佐野議長

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 63 号について採決します。

お諮りいたします。

議案第 63 号を原案のとおり承認することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。

起立多数です。

よって議案第 63 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 64 号、について、討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

議案第 64 号について採決します。

お諮りいたします。

議案第 64 号を原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございます。

全員起立です。

よって議案第 64 号は、原案のとおり決定されました。

#### 日程第 5

請願第 1 号、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願第 1 号は、9 月 21 日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託してありますので、委員会の審議結果について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、飯田拓見君

○飯田議員  
(議長、飯田)

○佐野議長  
飯田拓見君

○飯田議員

総務厚生常任委員会審議結果報告、去る 21 日の本会議において総務厚生常任委員会に付託を受けました、請願第 1 号の審議の結果及び経過について報告申し上げます。

本委員会は 25 日委員会を開催し、付託を受けました請願につきまして慎重に審議いたしました結果、請願第 1 号、所得税法第 56 条の廃止を求める意見書採択については、不採択と決した次第であります。以上、報告いたします。

○佐野議長

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。

これより、請願第 1 号について討論を行います。 討論ありませんか。

○宇野議員  
(議長、宇野)

○佐野議長  
宇野邦弘君

○宇野議員

宇野邦弘です。私は本請願を否決との委員長報告に反対し、採択を求めて発言いたします。

所得税法第 56 条では、事業主と生計を一にする配偶者とその親族は、事業に従事していたことに対する対価の支払いは必要経費として参入しない。と定めています。本事業主の家族が従業員として働いていても、その給料はどんなに長時間働いていたとしても、必要経費として認められていないのです。配偶者の事業専従者の控除額 86 万円、その他親族の同控除額 50 万円を除いて、すべての事業主の所得に合算されてしまうため、従業員としての給料と認められていないのです。これは戦前の管掌制度の下で妻の人格、労働を認めていなかったとの名残であり、日本国憲法の法の下での平等、男女平等立場に違反しています。外国では家族従業員であるかどうかは問わず、家族従業員も他の従業員も同じとして扱われています。ですから一昨年の 2 月に国連の女性差別条約に基づく日本政府に対する国連からの提言でも業者や農漁業者の女性の働き分を認めない、所得税法第 56 条の廃止を勧告しています。人間が働いたら

その労働にふさわしい扱いがされるのも当然です。自営業者の奥さんが一緒に朝から晩まで働いても、まともに控除対象とされない、おかしい話です。例えば、外に出て働けば150万円だったら150万円の給与を得られる働きをしているのに、家族従業員というだけで、実際に2年働いた給与事実の評価を認めない、これは家族従業員の人格をも税法上否定することになります。政府は青色申告ならば家族従業員も給与経費に認めます、といっています。しかし青色申告は第56条の例外として、白色申告よりも難しく煩雑な帳簿付けが求められています。ですから、事業を始めて間もない事業者や所得の少ない中小零細業者にとっては、実務上も大きな負担となります。ですから、年間所得300万円以下の自営業者の33%が白色での確定申告です。500万から1000万でも27%の方が白色申告なのです。どちらを選択するかは、まさに納税者の自主的権利であります。税務署が青色を奨励しているのは、税務署が何ら調査をしなくても、より所得税を集めやすい、そういう視点もあるやに聞いております。日々の営業とはいえ経営でやりくりしている中小零細業者にとっては、白色申告当たり前ののです。なのに家族の従業者がまともな従業者として税法上扱われない、こんな所得税法56条の廃止、今全国で500を超える自治体で廃止を求める請願が採択されています。ぜひ本議会でも採択することを求めて討論といたします。ありがとうございました。

他に討論ありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより、請願第1号について採決します。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君は起立願います。

ありがとうございました。

起立少数です。

よって、請願第1号は不採択と決定されました。

町長より、発言が求められていますので、これを許します。

○杉本町長

議長、町長杉本

○佐野議長

町長、杉本君

○杉本町長

7日間にわたりました9月定例会が閉じられるにあたり、一言御礼を申し上げます。はじめに、議員各位には連日熱心なる慎重ご審議を頂き、先ほどは全議案妥当のご決議を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、会期中にいただきましたご指導、ご助言につきましては、尊重いたし、今後の行政事業並びに事業運営に活かしてまいりたいと存じます。議員各位の引き続きのご指導、ご支援をお願い申し上げます。

さて、例年、秋の池田町は数多くの催しが計画されております。池田マラソンに町民文化祭、そして、うまいもん祭りに食の文化祭といずれも町民が主役の取組であります。天候に恵まれ大勢のご参加とご来場を祈念いたすものであります。

結びに、稲刈りも終盤を迎えつつありますが、秋の収穫はこれからが本番であります。豊かな恵みを願うとともに、早くもインフルエンザが流行期とのことをごさいます。町民の皆様には、季節の変わり目、健康に十分ご注意いただくようお願いいたし、本定例会御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

#### ○佐野議長

9月定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、さる21日に開会以来、本日まで7日間にわたり、理事者より提案されました、各議案につきまして、本会議並びに、委員会を通じ、慎重に御審議いただき、本日ここに、全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。

今後とも、議会運営につきましては、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で、審議にご協力をいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。また、本定例会では、議会改革の一環として、決算常任委員会を開催いたしました。理事者におかれましては、資料の提出等、審議にご協力いただいたこと、重ねて御礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からの質問、あるいは質疑などの意見、要望につきましては、尊重していただき、町民の福祉向上のため、万全を期されるよう、お願いを申し上げます。

結びに、気温の低下とともに、池田の山々も紅葉の時期を迎えようとしております。町民の皆さまにおかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍をご祈念し、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成29年、池田町議会、9月定例会を閉会します。

閉会時間 午後4時19分